吸収分割に係る事後開示書面

吸収分割承継会社／会社法第 801 条第 3 項第 2 号及び会社法施行規則第 189 条に定める書面
吸収分割会社／会社法第 791 条第 1 項第 1 号及び会社法施行規則第 189 条に定める書面

（吸収分割承継会社）株式会社 IMAGICA GROUP
（吸収分割会社）株式会社 IMAGICA Lab.

2020年4月1日

東京都品川区東五反田二丁目14番1号
株式会社IMAGICA GROUP
代表取締役社長　布施　信夫

東京都品川区東五反田二丁目14番1号
株式会社IMAGICA Lab.
代表取締役社長　大林　克己

吸収分割に係る事後開示事項

株式会社IMAGICA GROUP（以下「甲」といいます。）及び株式会社IMAGICA Lab.（以下「乙」といいます。）は、2020年2月6日付で締結した吸収分割契約書（以下「本件吸収分割契約」といいます。）に基づき、2020年4月1日を効力発生日（以下「本件効力発生日」といいます。）として、乙の管理本部が営む事業に関する権利義務の一部を甲が承継する吸収分割（以下「本件吸収分割」といいます。）を行いましたので、本件吸収分割に関する事項を下記の通り開示いたします。

記

1. 本件吸収分割が効力を生じた日（会社法施行規則第189条第1号）

2020年4月1日

2. 乙における会社法第784条の2の規定による請求に係る手続の経過並びに第785条、第787条及び第789条の規定による手続の経過（会社法施行規則第189条第2号）

(1) 会社法第784条の2の規定による請求に係る手続の経過
乙が発行する全株式を甲が保有しているため、本件吸収分割に関し、会社法第784条の2の規定に基づく株主からの本件吸収分割を差し止める請求について、該当事項はありません。

(2) 会社法第785条の規定による手続の経過

乙が発行する全株式を甲が保有しているため、本件吸収分割に関し会社法第 784 条の 2 の規定に基づく株主からの株式買い取り請求について、該当事項はありません。

(3) 会社法第 787 条の規定による手続の経過
乙は、新株予約権を発行していないことから、該当事項はありません。

(4) 会社法 789 条の規定による手続の経過
乙は、会社法第 789 条第 2 項の規定に基づき、2020 年 2 月 6 日に官報による公告を行い、かつ、知れている債権者に対して各別に催告しましたが、申述期限の 2020 年 3 月 6 日までに会社法第 789 条第 1 項の規定による異議を述べた債権者はありませんでした。

3. 甲における会社法第 796 条の 2 の規定による請求に係る手続の経過並びに第 797 条の規定及び第 799 条の規定による手続の経過（会社法施行規則第 189 条第 3 号）

(1) 会社法第 796 条の 2 の規定による請求に係る手続の経過
本件吸収分割は、会社法第 796 条第 2 項本文に規定する場合に該当しており、よって甲の株主は、同法 796 条の 2 の規定に基づき本件吸収分割を差し止める請求はできません。

(2) 会社法第 797 条の規定による請求に係る手続の経過
本件吸収分割は、会社法第 796 条第 2 項本文に規定する場合に該当しており、よって甲の株主は、同法 797 条第 1 項の規定に基づき株式の買取請求を行うことはできません。

(3) 会社法第 799 条の規定による手続の経過
甲は、会社法第 799 条第 2 項及び第 3 項の規定に基づき、2020 年 2 月 6 日に官報及び同日付の電子公告により公告を行い、かつ、知れている債権者に対して各別に催告しましたが、申述期限の 2020 年 3 月 6 日までに会社法第 799 条第 1 項の規定による異議を述べた債権者はありませんでした。

4. 本件吸収分割により甲が乙から承継した重要な権利義務に関する事項（会社法施行規則第 189 条第 4 号）

甲は本件効力発生日をもって、乙から乙の管理本部が営む事業に関する権利義務

の一部を本件吸収分割契約に基づき承継いたしました。なお、甲が乙から承継した資産及び負債の額（暫定額）は、次のとおりです。

本件吸収分割によって承継した資産の額　　１８，０９２，６４１円

本件吸収分割によって承継した負債の額　　５１，６９３，２６０円

5.　本件吸収分割に係る変更の登記をした日（会社法施行規則第 189 条第 5 号）

2020 年 4 月 8 日（予定）

6.　その他本件吸収分割に関する重要な事項

該当事項はありません。

以　上